

滋賀県渇水対策本部設置要領

(設置)

第1条 県下における渇水に対し、総合的かつ一元的な対策を図るため、滋賀県渇水対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 本部員
- (3) 専門部員

2 本部長は、土木交通部を担任する副知事をもって充てる。

3 本部長に事故あるとき、または欠けたときは、土木交通部長の職にある者がその職務を代行する。

4 本部員および専門部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(構成員の職務)

第3条 本部長は、本部の事務を統轄する。

2 本部員は、それぞれの職務に応じて本部長を補佐し、所掌事務を処理する。

3 専門部員は、それぞれの職務に応じて本部員を補佐し、本部の事務に従事する。

(所掌事務)

第4条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 渇水対策の総括および調整
- (2) 渇水による影響等の調査
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) その他必要な事項

(事務局)

第5条 本部の事務を処理するため、土木交通部流域政策局広域河川政策室内に事務局を置く。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど本部長が定める。

付 則

この要領は、令和 6 年 1 月 4 日から施行する。

別 表(第2条関係)

本 部 員	専 門 部 員
知事公室長	秘書課長 広報課長
防災危機管理監	防災危機管理局副局長
総合企画部長	企画調整課長
総務部長	人事課長 市町振興課長 びわこボートレース局長
文化スポーツ部長	文化芸術振興課長 文化財保護課長 スポーツ課長
琵琶湖環境部長	環境政策課長 琵琶湖保全再生課長 循環社会推進課長 下水道課長 森林政策課長 自然環境保全課長
健康医療福祉部長	健康福祉政策課長 生活衛生課長
商工観光労働部長	商工政策課長 産業立地推進室長 観光振興局副局長
農政水産部長	農政課長 みらいの農業振興課長 水産課長 耕地課長
土木交通部長	監理課長 交通戦略課長 道路保全課長 都市計画課長 流域政策局長 広域河川政策室長 河川・港湾室長 水源地域対策室長 土木事務所長(地域調整監)
企業庁長	経営課長
教育長	教育総務課長 幼小中教育課長